別表第１（第４条関係）

（１）介護予防事業

１　介護予防二次予防事業

要介護状態等となるおそれの高い65歳以上の者を対象として実施することを基本とし、二次予防事業の対

象者が要介護状態となることを予防する事を通じて、一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援

し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援することを目的として実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　業　　名 | 事　　業　　内　　容 | |
| ア　二次予防事業の  対象者把握事業 | 介護予防二次予防事業の対象者となる高齢者の把握のため、生活機能評価を行うとともに、保健師による訪問や民生委員等との連携により把握された情報等で椎葉村と椎葉村地域包括支援センターで対象高齢者を決定する事業 | |
| イ　通所型介護予防事業 | 二次予防事業の対象者に、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等に効果があると認められる事業を行い自立した生活の確立と自己実現の支援を行う。 | |
| ウ　訪問型介護予防事業 | 閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある高齢者を対象に、保健師等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う。 |
| エ　介護予防二次予防事業  評価事業 | 椎葉村介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、二次予防事業の評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。 |

　２　介護予防一次予防事業

　　　　活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持または向上に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　　業　　名 | | 事　　業　　内　　容 | |
| ア　介護予防普及啓発事業 | 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためにパンフレットの作成及び配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載するための手帳等の配布、有識者等による講演会や相談会、運動教室等の介護予防教室の開催を行う。 | |
| イ　地域介護予防活動支援事業 | 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成及び社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施等を行い、地域づくりに資する視点を持つよう支援する。 | |
| ウ　介護予防一次予防事業  　　　　　　　　　　評価事業 | 介護予防一次予防事業の評価項目ごとに評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図る。 | |

（２）包括的支援事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　　業　　名 | | 事　　業　　内　　容 | |
| ア　介護予防  ケアマネジメント業務 | 二次予防事業の対象者が要介護状態等となる事を予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。 | |
| イ　総合相談支援業務 | 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し相談を受け地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。 | |
| ウ　権利擁護業務 | 日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより高齢者の生活の維持を図る。また高齢者に対する虐待防止等の権利擁護の観点から関係機関と連携し、老人福祉施設等への措置、虐待への対応、消費者被害の防止等の支援を行う。 | |
| エ　包括的・継続的  ケアマネジメント支援業務 | 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多職種相互の協働等により連携し、地域における体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。 | |

　（３）任意事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　業　　名 | 事　　業　　内　　容 | |
| ア　介護給付費用適正化事業 | 介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証等により利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う。 |
| イ　家族介護支援事業  　　ア）家族介護支援事業  　　イ）認知症高齢者見守り事業  　　ウ）家族介護継続支援事業 | 現に介護する者の支援、これから介護が必要になる場合に備えるために行う。  　ア）適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等の目的で教室等を行い、住み慣れた地域で生活していけるよう支援する。  　イ）地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的に、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築等を行う。  　ウ）家族の身体的・精神的負担の軽減を目的に、現に家庭にて介護する者を介護から一時的に解放し、交流会等を通じ心身の疲労を癒し、心身の元気回復を図る。  　　　また、家族の経済的負担の軽減を目的に在宅の高齢者を現に介護している家族に対し、紙おむつや尿取りパット等の介護用品を支給する。次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。  　　(1)要介護４又は５であること。  　　(2)市町村民税非課税世帯に属していること。 |
| ウ　その他の事業  　　ア）成年後見制度利用支援事業  　　イ）住宅改修支援事業  　　ウ）地域自立生活支援事業  　　　（介護相談員派遣等事業） | 地域における自立した日常生活の支援のために行う。  　ア）市町村申立て等に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。  　イ）要介護・要支援認定者で住宅改修のみの利用を希望している者の住宅改修に関する相談・情報提供・助言・住宅改修が必要な理由書を作成した場合、相談に応じた者（居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員）に経費の助成を行う。  　ウ）高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るよう相談員を派遣し介護サービスの質の向上等に努める。 |